

令和6年第2回市議会定例会
提出議案の概要

新 座 市

提出議案（合計 15 件）の内訳

【専決処分の承認を求める案件】 …… 3 件
条例 3 件（新座市税条例の一部を改正する条例ほか 2 件）

【条例案件】 …… 4 件
一部改正 4 件（新座市税条例の一部を改正する条例ほか 3 件）

【予算案件】 …… 2 件
補正 2 件（令和 6 年度新座市一般会計補正予算（第 2 号）ほか 1 件）

【契約案件】 …… 2 件

【財産案件】 …… 2 件
取得 2 件

【道路案件】 …… 1 件
廃止 1 件

【人事案件】 …… 1 件（新座市監査委員の選任について）

【専決処分の承認を求める案件】

……3件（条例3件）

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

（新座市税条例の一部を改正する条例）

〔要旨〕

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、新座市税条例の一部を改正する条例の専決処分を令和6年3月30日に行ったので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

- 1 市民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免に係る申請書について、市長が認める場合は、その提出を省略できることとするもの

＊ 大規模災害により被災した場合などに職権による減免を可能とするもの

- 2 個人市民税の定額減税（※）の実施に伴い、所要の規定の整備を図るもの
※ 令和6年度分の個人市民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の税額控除を行うもの

- 3 土地に係る固定資産税の税負担の調整措置（※）について、現行の仕組みを3年延長するもの

※ 課税の公平性の観点から、地域や土地にばらつきのある負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視したもので、負担水準の高い土地は税負担を引き下げ、又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組み

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とした。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

（新座市都市計画税条例の一部を改正する条例）

〔要旨〕

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、新座市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分を令和6年3月30日に行ったので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（新座市税条例の一部を改正する条例） 「〔施策の効果及び影響〕3」と同じ。

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とした。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

（新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

〔要旨〕

地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を令和6年3月30日に行ったので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

国民健康保険税の税額算定に当たり、低所得被保険者の負担軽減を図るため、均等割についてこれまで実施してきた7割、5割又は2割の減額措置のうち、5割及び2割の減額措置の対象となる世帯の基準となる所得額を引き上げるもの

* 7割軽減の基準額（基礎控除額（43万円）＋（給与所得者の数－1）×10万円）は、改正なし

1 現行の基準額

5割軽減の基準額＝基礎控除額（43万円）＋（給与所得者の数－1）×10万円＋29万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減の基準額＝基礎控除額（43万円）＋（給与所得者の数－1）×10万円＋53万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2 改正後の基準額

5割軽減の基準額＝基礎控除額（43万円）＋（給与所得者の数－1）×10万円＋29万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

2割軽減の基準額＝基礎控除額（43万円）＋（給与所得者の数－1）×10万円＋54万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

※ 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険の被保険者となったことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者をいう。

〔施行日〕

施行日は、令和6年4月1日とした。

【条例案件】 ……4件（一部改正4件）

議案第45号 新座市税条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、令和7年4月1日等とする。

議案第46号 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施策の効果及び影響〕

家庭的保育事業所等における職員の配置基準について、3歳児は20対1から15対1に、4・5歳児は30対1から25対1に改めるもの

* 経過措置として、保育士の配置状況を踏まえ、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合には、当分の間、改正後の配置基準は適用しないこととする。

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第47号 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第48号 新座市施設等利用費の支給の対象となる特定子ども・子育て支援を提供する認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

利用児童の送迎用車両について、車内の児童の見落としを防止するための安全装置の設置を義務化するもの

＊ 国の基準である子ども・子育て支援法施行規則の一部改正の趣旨を踏まえ、これと同様の改正を行うもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

【予算案件】 …… 2件（補正2件）

議案第49号 令和6年度新座市一般会計補正予算（第2号）

議案第50号 令和6年度新座市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

【契約案件】 …… 2件

議案第51号 工事請負契約の締結について〔福祉の里改修工事〕

議案第52号 工事請負契約の締結について〔野寺放課後児童保育室建設工事〕

【財産案件】 …… 2件

議案第53号 財産の取得について〔消防団第一分団消防ポンプ自動車〕

新座市消防団第一分団に配置する消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するもの

数 量 1台

取得金額 29,047,540円（税込み）

議案第54号 財産の取得について〔電子黒板〕

新座市立小学校に配置する電子黒板を取得するため、議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するもの

数 量 117台

取得金額 35,328,150円(税込み)

【道路案件】 …1件(廃止1件)

議案第55号 新座市道路線の廃止について〔市道第3016号線〕

中野二丁目地内において、市道の一部が一般の交通の用に供する必要がなくなったことから、市道路線を廃止することについて議会の同意を得るため、道路法第10条第3項の規定により提案するもの

【人事案件】 …1件

議案第56号 新座市監査委員の選任について

新座市監査委員松本四郎氏の任期は、令和6年6月22日で満了となるが、引き続き同人を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により提案するもの